|  |  |
| --- | --- |
| **江戸川区就業環境整備助成金**  **申請手続きの流れ** | |
| 申請企業（従業員10人未満の事業所）  助成金交付決定（確定）  助成対象となる経費は、同一年度内に労働基準監督署に受理された  就業規則で、社会保険労務士への支払いが済んでいるものに限ります。  所管の労働基準監督署へ  就業規則（変更）届を提出  就業規則の作成・変更  （社会保険労務士に委託）  助成金交付申請書提出  助成金の請求  区の所定様式で  請求して下さい  助成金の振込  請求書受理 | 江戸川区  助成金交付申請書受理 |

就業規則の作成・変更に係る事業

R7.4.1～